

## [事案 28-190] 配当金支払請求

・平成 29 年 4 月 11 日 裁定不調

### <事案の概要>

保険料払込満了時の一括受取金が設計書記載の金額であることの確認を求めて、申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和 62 年 2 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、保険料払込満了 (65 歳) 時の一括受取金が設計書記載の金額であることを確認したい。これが認められないのであれば、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、主契約の保険料を年 5.5%の利率で殖やしていき、老後設計資金に充てるという説明をされており、設計書の注意書き等の記載からしても、65 歳時の一括受取金は最低保証の金額だと認識した。
- (2) 契約時、設計書紙面の 3 分の 2 を占める老後設計資金を 65 歳時に選択できる点を強調して勧められ、老後対策に魅力を感じて契約した。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 設計書に記載されている一括受取金は、解約返戻金と同義であり、責任準備金と老後設計資金の合計額である。ここで、老後設計資金とは、保険料払込期間中の配当金を原資に買い増された生存保険金であり、支払額が変更する可能性があるものである。したがって、一括受取金も変動するものである。
- (2) 契約時、募集人は、老後設計資金等の金額が変動することを前提に説明をしており、設計書記載額の支払いが約束されたものであるかのような説明はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書記載の一括受取金が確定額である契約が成立したとは認められず、募集人が誤った説明をしたとも認められず、申立人が 65 歳時に一括受取金を選択するつもりで契約をしたとも認められないが、設計書の記載において、申立人に疑義を抱かせ、紛争を生じさせた一つの原因になったと判断される点があり、この点については募集人において、より丁寧な説明が行われることが望ましかったことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。